

別紙 1

仕 様 書

この仕様書は、小月配水場ほか 1 3 施設草刈清掃業務（以下「業務」という。）についての仕様を示すものである。

- 1 実施場所は、別添 1 草刈施設一覧（小月配水場ほか 1 3 施設）のとおり。
- 2 業務内容は、別添 2 図面に示す箇所（以下「業務範囲」という。）の平地及びのり面の草刈清掃並びに側溝の清掃を次のとおり行うこと。
 - （1）業務範囲の雑草を刈り取ること。また、刈り取りは、地面から 3 c m 以内とする。刈り取った雑草は、施設外へ搬出の上、適正な方法で処理することとし、それを証する書類を提出すること（刈り取った雑草を施設外へ搬出するまでの間は、その管理に注意すること。）。草刈機などを用いて刈り取ると飛び石などの危険がある箇所については、立て板などをし、十分な飛散防止対策を施すこと。それでもなお、飛散の可能性があるものについては、下関市上下水道局の担当者（以下、「局担当者」という。）の承認を受けた後に地面から 1 0 c m 以内に刈り取るか、手刈りにて実施すること。
 - （2）業務範囲のかずらについても除去するものとし、除去したかずらは、刈り取った雑草と同様に処理すること。
 - （3）業務範囲の側溝については清掃を行うものとする。なお、堆泥除去の指示がある場合は、側溝内に堆積している泥その他のごみを除去するものとし、除去した泥は、局担当者の指示する場所に運び込むものとする。泥以外のごみの処理については、適正な方法にて処分すること。
- 3 委託期間は、契約締結日から令和 7 年 1 2 月 1 2 日までとする。ただし、委託期間内に業務が完了したときは、完了日までとする。

- 4 業務実施期間は、次のとおりとする。ただし、天候、緊急工事等不測の事情により期間内に業務完了が困難と認められる場合は、協議の上、業務実施期間を変更するものとする。

第1回：契約締結日から令和7年8月29日まで

第2回：令和7年9月1日から令和7年12月12日まで

- 5 業務の実施に当たっては、原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間に行うこと。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ局担当者と協議し、了承を得るものとする。

- 6 業務の実施に際しては、必要な安全対策を行うとともに、第三者に損害を与えないように十分注意して行うこと。また、第三者に与えた損害は、受託者において、速やかに賠償すること。

- 7 業務の実施に必要な官公庁その他関係機関への手続は遅滞なく行うこと。また、これに掛かる費用は、全て受託者が負担すること。

- 8 業務範囲が水道施設用地内であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。

- 9 業務範囲の美化のため当然必要と考えられることは、誠実に実施すること。

- 10 業務の実施については写真撮影を行うこととし、業務の着手前、作業中及び完成の写真を対比できるように同一位置から撮影すること。また、全景に加え、必要に応じて部分写真を撮ること。

- 11 業務実施後、速やかに前項の写真その他業務の履行を確認できるものを添えて、業務完了届を提出すること。

- 12 事故発生防止のため、業務に携わる者には、ヘルメット、眼鏡、きゃはん等保護具を着用させ、特に刈払機を使用する者には「刈払機取扱作業教育」を受講させること。
- 13 業務対象面積は、年間で延べ17,288㎡（参考数量）とする。
- 14 本仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、協議の上決定するものとする。

以上